

# 知らなくても大丈夫？

## シンポジウム「刑の一部執行猶予制度」

平成25年6月13日に「刑法の一部を改正する法律」、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が成立しました。公布後3年以内にこれらの法律は施行され、我が国に刑の一部執行猶予制度が導入されることとなります。刑の一部執行猶予制度とは、刑の一部を刑務所の中で実際に執行した後、残りの一部の刑について猶予期間を設け、執行猶予を取り消されることなくその期間を経過した場合に、刑が執行された実刑期間に減刑されるという制度です。その目的は、罪を犯した者に対し、刑務所内で過ごす期間の外に、社会内で一定の期間を設け、その期間中に社会内処遇を行うことなどにより、再犯の防止を図ることとされています。

しかし、この制度に対しては、制度自体や運用面で、問題点の指摘も多くなされています。この制度によって、真にその目的とされる罪を犯した者の社会復帰を促進し再犯の防止を実現するためには、どのような準備が必要で、その運用はどのようになされるべきでしょうか。本シンポジウムにおいては、第1部で、犯罪者処遇の現場を熟知され、犯罪研究における一線の専門家である龍谷大学の浜井浩一教授から講演をいただき、第2部では、専門の学者や関係者の間で議論を深め、その答えを皆さんと考えます。

是非振るってご参加くださいますよう、よろしく願いいたします。

記

【日 時】 2014年**3月1日** (土) 午後1時～午後5時

【場 所】 大阪弁護士会館2階201・202

【シンポジウム】 1 基調講演 浜井浩一氏 (龍谷大学法科大学院教授)

2 パネルディスカッション

(パネリスト) 浜井浩一氏 (龍谷大学法科大学院教授)

正木祐史氏 (静岡大学法科大学院教授)

尾田真言氏 (NPO法人アパリ事務局長)

福西毅氏 (保護観察官)

大杉光子氏 (弁護士 (京都弁護士会))

(コーディネーター) 辻川圭乃氏 (弁護士 (大阪弁護士会))

【主 催】 大阪弁護士会



大阪弁護士会館 大阪市北区西天満1-12-5

【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口(1)から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

ご提供いただいた個人情報は、参加者の把握のために利用し、大阪弁護士会の個人情報保護方針に従い、厳重に管理します。

----- FAX 返送先 : 06-6364-7477 -----

シンポジウム「刑の一部執行猶予制度」に、出席します。

貴名 \_\_\_\_\_

ご所属 \_\_\_\_\_

ご連絡先 TEL \_\_\_\_\_

お問合せ先 : 大阪弁護士会委員会部人権課 TEL 06-6364-1227